

## 2014 年度 債権総論 2 定期試験問題とその解答例

2015 年 1 月 20 日

明治学院大学法学部教授 加賀山 茂

### 第 1 問 債権譲渡における債務者の相殺の抗弁 (30 点)

債権譲渡がなされた場合の債務者の抗弁について、以下の設例を読んで、問いに答えなさい。

①Y (注文者) は、建設会社 A (請負人) と店舗兼住宅の建築請負契約を締結した。②A は、建築途中で建築請負代金債権を A の債権者 X に譲渡したが、その後、建築工事を中断・放置した。そのため、③注文者 Y は、債務不履行を理由に、本件請負契約を解除した。④X は、Y に対して、譲り受けた請負代金の支払いを求めて訴えを提起した。

1. A から X への請負代金債権の譲渡の後の解除の抗弁をもって、注文者 Y は、債権譲受人 X に対抗できるか。適用すべき条文を明示し、その解釈に基づいて答えなさい。(15 点)

<キーワード：民法 468 条，最高裁昭和 42 年判決，通知後の解除，通知前の解除原因>

#### 【解答案】

本問において論じるべき問題は、本件における請負人の債務不履行を理由とする注文者による解除が、民法 468 条 2 項の「通知を受けるまでに譲渡人に生じた事由」に該当するかどうかである。この問題について、最高裁昭和 42 年判決（最二判昭 42・10・27 民集 21 卷 8 号 2161 頁）は、「請負人の報酬請求権はその仕事完成引渡と同時履行の関係に立っており〔民法 634 条 2 項〕、報酬請求権が第三者に譲渡され対抗要件をそなえた後に請負人の仕事完成義務不履行が生じこれに基づき請負契約が解除された場合においても、債権譲渡時すでに契約解除を生ずるに至るべき原因が存在していたものというべきである。」と判示し、解除自体は譲渡通知の後になされた場合であっても、解除原因がその前に生じている場合には、譲渡された債権の債務者は、その後になされた解除をもって債権の譲受人に対抗できるとしている。したがって、本件の場合、注文者 Y は、解除を理由に、債権譲受人 X に対抗できると解することができる。

2. その後、A が建築を完了し、Y に引渡したが、欠陥住宅のため、Y は、A に対して、建築請負代金と相当額の損害賠償債権を有していたとする。この場合、Y は相殺の抗弁をもって、請負代金の譲受人 X の請負代金支払い請求を拒絶できるか。条文の根拠を示して答えなさい。(15 点)

<キーワード：譲渡前の相殺原因，民法 634 条 2 項，民法 468 条 2 項>

Y の A に対する損害賠償債権と債権譲受人 X の Y に対する請負代金債権とは、三当事者間にまたがっており、相殺はできないように見える。しかし、債権譲渡前の状態においては、Y の A に対する損害賠償債権と A の Y に対する請負代金債権とは、二当事者間で対立し、しかも、民法 634 条 2 項によって、両債権が同時履行の関係となることが規定されている。

したがって、本問の場合も、前問の場合と同様、譲渡通知前において、民法 468 条 2 項にいう「譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる」ことになる。

## 第 2 問 銀行振込み、誤振込みと組戻し (30 点)

銀行振込みについて、以下の設例を読んで、問いに答えなさい。

X (振込依頼人) は、A 銀行甲支店 (仕向銀行 A) に対して、B (株式会社・東辰 (トウシン)) の取引銀行である D 銀行 (被仕向銀行 D) の普通預金口座に振込みを依頼するつもりであった。

ところが、X は、以前取引のあったカタカナ名が同じ振込先 C (株式会社・透信 (トウシン)) と間違えて振込依頼をしたため、X から C の取引銀行である A 銀行乙支店 (誤振込銀行 E) の普通預金口座に振込みがなされてしまった。

1. 誤振込の場合に、誤振込による預金債権は成立するか。(10 点)

<キーワード：契約の成立，要物契約，錯誤無効，原因関係，平成 8 年最高裁判決>

### 【解答例】

預金契約が消費寄託 (民法 666 条) であること、また、消費寄託は、要物契約であること (民法 587 条) については、疑いがない。要物契約の成立には、目的物の交付が必要であり、消費寄託の場合、「金銭その他の物」の交付という要件に「振込み」が該当するかが問題となる。預金債権は、預金通貨ともいわれており、現金と同様に扱われているので、預金債権が整理するならば、要物契約としての要件は満たされることになる。したがって、誤振込の場合においても、形式的な判断としての預金契約の成立の要件は満たされており、預金債権は成立する (最二判平 8・4・26 民集 50 卷 5 号 1267 頁)。

2. 預金者は、預金債権をどのようにして取り戻すことができるか。(20 点)

<キーワード：最高裁平成 8 年判決，不当利得返還債権，最高裁平成 15 年判決，組戻し>

### 【解答例】

誤振込によっても預金契約は成立するが、その契約は、要素の錯誤によって無効となる (全銀ネットにおいては、現在もカタカナで処理が行われており、カタカナの宛先が同一の宛先を間違えたとしても、重過失 (民法 95 条但し書き) があるとはいえないであろう)。

誤振込による預金契約が無効である結果として、振込依頼人から振込受取人に対して、不当利得に基づく返還請求権が発生する。最高裁平成 8 年判決 (最二判平 8・4・26 民集 50 卷 5 号 1267 頁) も、「誤振込を依頼した X は、誤振込を受けた C に対して、不当利得に基づく返還請求権を有する」と判示している。(ただし、最高裁平成 8 年判決は、X の C に対する不当利得に基づく返還請求権を認めると同時に、X の誤振込によって C の預金債権が有効に成立するとしている点で、矛盾に陥っている。有効に成立する契約を原因として不当利得が生じるはずはないからである。)

最高裁平成 8 年判決も認めている X の C に対する不当利得返還請求権を実効あるものにするにはどうすればよいのだろうか（現実には、C は無資力であるため、実効性はない）。誤振込をした X がリスクを負担すべきであるとして銀行の責任を完全に免責するのか、それとも、有料で振込業務を請け負った銀行にも、リスクの一部を負担させ、組戻しの義務を課すべきなのか、それが、ここでの問題である。

刑事裁判であるが、最高裁平成 15 年決定（最二決平 15・3・12 刑集 57 卷 3 号 322 頁）が、誤振込に対する「組戻し」の有用性を指摘している点が参考になる。

「組戻し」とは、「振込先の口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前の状態に戻す」という銀行の業務慣行であり、最高裁平成 15 年決定は、「組戻し」に対して、「普通預金規定、振込規定等の趣旨に沿った取扱いであり、安全な振込送金制度を維持するために有益なものである上、…振込依頼人、受取人等関係者間での無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義なものである」という高い評価を与えている。

確かに、これまでの組戻しは、誤振込の受取人の承諾がある場合に限って行われてきたが、これでは、銀行業務の公平性は確保できず、一般の信頼を得ることはできない。これを一步進めて、仕向銀行、および、被仕向銀行は、以下の組戻しの手続（誤振込の巻き戻し）を実行すべき信義則上の義務を負うと解すべきである

①誤振込であることが疑われた場合には、仕向銀行は、誤振込かどうかを調査し、誤振込であることが確認できた場合には、被仕向銀行に対して、組戻しを実行するよう働きかけ、誤振込を正常な関係へと巻き戻す義務を負う。

②被仕向銀行は、振込依頼人の受取人に対する不当利得返還債権を買い取り、不当利息債権と誤振込預金債権を相殺によって消滅させる。この相殺は担保的機能を有するため、差押えに対抗できる（最大判昭 45・6・24 民集 24 卷 6 号 587 頁，最二判平 24・5・28 民集 66 卷 7 号 3123 頁参照）。

③不当利得返還債権買取りの対価は、被仕向銀行が仕向銀行の振込依頼人の銀行口座に振り込む。このことにより、振込依頼人の仕向銀行に対する預金債権が復活する。

### 第 3 問 準占有者に対する弁済（10 点）

準占有者に対する弁済に関する以下の設例を読んで、問いに答えなさい。

X は自家用車のダッシュボードに Y 銀行の預金通帳を入れて自宅付近の駐車場に駐車していたところ、車ごと盗難にあい、犯人が、預金通帳と暗証番号を使って、預金 300 万円を全額引き落とししてしまった。

預金通帳の暗証番号は、自動車の登録番号であったが、預金通帳と暗証番号だけで他人が預金を引き落とすことができることは、X には知らされていなかった。

X の預金返還請求に対して、Y 銀行は、民法 478 条の抗弁を主張できるか。

<キーワード：準占有者に対する弁済，善意かつ無過失，預金通帳での払戻し>

**【解答例】**

弁済者が，準占有者の弁済として免責を受けるためには，民法 478 条に従って，弁済者が善意かつ無過失であることを立証しなければならない。

無権限者が預金通帳又はキャッシュカードを使用し暗証番号を入力して現金自動入出機から預金の払戻しを受けた場合において，銀行が無過失であるというためには，銀行において，預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め，現金自動入出機を利用した預金の払戻しシステムの設置管理の全体について，可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する。すなわち，預金通帳を使用し暗証番号を入力すれば現金自動入出機から預金の払戻しを受けられるシステムになっているのに，銀行がそのことを預金規定等に規定して預金者に明示することを怠っていた場合には，銀行は，真正な預金通帳が使用され，入力された暗証番号が届出暗証番号と一致することが機械的に確認された場合であっても，無権限者が現金自動入出機から預金の払戻しを受けたことについて過失がある（最三判平 15・4・8 民集 57 卷 4 号 337 頁（民法判例百選Ⅱ第 38 事件））。

したがって，本問の場合，X の預金返還請求に対して，Y 銀行は，民法 478 条の抗弁を主張できない。

**第 4 問 弁済の充当（10 点）**

弁済の充当に関する以下の設例を読んで，問いに答えなさい。

A が B に対して 100 万円の甲借入金債務（無利息・弁済期到来）と 200 万円の乙借入金債務（無利息・弁済期未到来）を負っている。

A が B に 150 万円を支払ったが，弁済の充当指定をしなかったため，B が受領の時にこれを甲債務に 100 万円，乙債務に 50 万円を充当する旨を A に告げたが，A は，直ちに異議を述べて，全額を乙債務の弁済に充当することを指定した。

A が支払った 150 万円は，どの債務に充当されるか。条文の根拠を示して答えなさい。

<キーワード：指定弁済充当，異議，法定弁済充当，弁済期の前後>

**【解答例】**

債務者が弁済として提供した給付が，全部の債務を消滅させるに足りないときに，どの債務の弁済にあてるかを定めることが必要である。この問題に関するルールとして民法 488 条以下の弁済充当に関する規定があるが，その相互関係は，非常にわかりにくい。これらの規定の相互関係を整理すると，以下のような適用に関する優先・劣後関係を有していることがわかる。

第 1 は，明文の規定はないが，「合意による充当」がある。契約自由の原理に基づくものであり，債権者と債務者間に充当に関する合意があれば，これがすべてに優先する。

第2は、民法491条の「費用・利息・元本に関する充当」である。第1の充当がない場合には、この規定が、当事者の一方による指定（民法488条）に優先する。

第3は、民法488条の「当事者の一方の指定による充当」であり、第1および、第2の充当がない場合に、適用され、民法489条の「法定充当」に優先する。

第4は、①民法489条の「法定充当」であり、第1、第2、第3の充当がない場合、または、②第3の「当事者の一方の指定による充当」があった場合であっても、弁済者が直ちに異議を述べた場合には、「法定充当」の規定が適用される。

本問は、第4②に該当する事案であるので、民法489条の法定充当の規定が適用され、Aが支払った150万円は、まず、無利息・弁済期到来の甲借入金債務に100万円が全額充当され、残りの50万円が、無利息・弁済期未到来の乙借入金債務に50万円が充当される。

## 第5問 弁済による代位（20点）

弁済による代位に関する以下の設例を読んで、問いに答えなさい。

債権者Aは、Bに対して6,000万円の債権を担保させるため、C、D、E、Yを連帯保証人とし、さらに、CとYとは、その所有するそれぞれの甲不動産（2,000万円）、乙不動産（3,000万円）に抵当権を設定させた。

その後YはBに代わってBの債務全額を弁済し、Aに代位してCの抵当権を実行した。

Cの不動産に後順位抵当権を有するXは、Cの負担部分が最も少なくなる説を主張している。

Xの主張は認められるか。条文の根拠を示して、アイラック（IRAC）で答えなさい。

この問題については、最高裁昭和61年判決（最一判昭61・11・27民集40巻7号1205頁）が、判決理由をアイラック（IRAC）によって表現しており、参考になる。そこで、出典と核心となる理由を〔 〕内で補足した上で、この判決を以下に引用することにする。

### 【解答例】

#### 1. 争点（5点）

<キーワード：保証人と物上保証人との二重資格>

民法501条但書4号、5号の規定は、保証人又は物上保証人が複数存在する場合における弁済による代位に関し、右代位者相互間の利害を公平かつ合理的に調整するについて、代位者の通常の意味ないし期待によって代位の割合を決定するとの原則に基づき、代位の割合の決定基準として、担保物の価格に応じた割合と頭数による平等の割合を定めているが、右規定は、物上保証人相互間、保証人相互間、そして保証人及び物上保証人が存在する場合における保証人全員と物上保証人全員との間の代位の割合は定めているものの、代位者の中に保証人及び物上保証人の二重の資格をもつ者が含まれる場合における代位の割合の決定基準については直接定めていない。

## 2. 適用されるべきルール (2点)

<キーワード：民法 501 条 1 項 4 号, 5 号>

したがって、右の場合における代位の割合の決定基準については、二重の資格をもつ者を含む代位者の通常の意味ないし期待なるものを捉えることができるのであれば、右規定の原則に基づき、その意味ないし期待に適合する決定基準を求めるべきであるが、それができないときは、右規定〔民法 501 条 1 項 4 号, 5 号〕の基本的な趣旨・目的である公平の理念に立ち返って、代位者の頭数による平等の割合をもって決定基準とするほかはないものといわざるをえない。

## 3. 議論 (8点)

<キーワード：無限責任としての保証は有限責任である物上保証を含むか、一人を二人としてカウントできるか>

しかして、右の場合に、二重の資格をもつ者は他の代位者との関係では保証人の資格と物上保証人の資格による負担を独立して負う、すなわち、二重の資格をもつ者は代位者の頭数のうえでは二人である〔我妻栄・債権総論 (1964) 261 頁〕、として代位の割合を決定すべきであると考えるのが代位者の通常の意味ないし期待でないことは、取引の通念に照らして明らかであり、また、仮に二重の資格をもつ者を頭数のうえであくまで一人と扱い、かつ、その者の担保物の価格を精確に反映させて代位の割合を決定すべきである〔福岡高決昭 46・10・25 下民集 22 卷 9・10 号 1100 頁〕と考えるのが代位者の通常の意味ないし期待であるとしても、右の二つの要請を同時に満足させる簡明にしてかつ実効性ある基準を見出すこともできない。

## 4. 結論 (5点)

<キーワード：頭数で配分するか、価額で案分比例するか>

そうすると、複数の保証人及び物上保証人の中に二重の資格をもつ者が含まれる場合における代位の割合は、民法 501 条但書 4 号, 5 号の基本的な趣旨・目的である公平の理念に基づいて、二重の資格をもつ者も一人と扱い、〔さらに、保証人の責任である無限責任は、物上保証人の有限責任を包摂すると考えることにより、〕全員の頭数に応じた平等の割合であると解するのが相当である。